

## 2023年度（第69回）

### 関西女子アマチュアゴルフ選手権 予選競技

期 日 2023年4月3日 予備日4月17日  
場 所 伏尾ゴルフ倶楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

#### ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。  
ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線によってその縁を定める。
3. レッドペナルティーエリアは赤杭によってその縁を定める。
4. ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かさない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木に密着させてある巻物等は不可分なものとする。
8. 西コース2番、4番ホールをプレー中に、プレーヤーの球が送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、プレーヤーは元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則14.6参照)。  
プレーヤーがそのストロークを再プレーしたが、誤所からプレーした場合、プレーヤーは規則14.7に基づいて一般の罰を受ける。  
プレーヤーがそのストロークを再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。
9. 規則16.1に基づいて救済を受ける場合、防球ネットの上、中、下を通さずに完全な救済のニヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14.7aに基づく一般の罰。
10. 特定の用具の使用制限
  - a. 『適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型G-1』を適用する。
  - b. 『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型G-2』を適用する。
  - c. 『適合球リスト・ローカルルールひな型G-3』を適用する。
  - d. 『動力付き移動機器の使用禁止・ローカルルールひな型G-6』を適用する。  
ただし、ホールとホール間の移動および委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。  
また、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。
11. 規則10.3aは次のように修正される：プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。  
ローカルルールの違反の罰；
  - ・ そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらった各ホールに対して一般の罰を受ける。
  - ・ 違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。
12. 規則5.5bは次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：
  - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
  - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
13. 危険な状況のためのプレーの中断は、1回の長いサイレンによって伝えられる。その他すべての中断は、短いサイレンの繰り返しによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開は1回の長いサイレンによって伝えられる。(規則5.7b参照)
14. 東コース7番のウエストエリア内の人工の石は不可分なものとする。
15. 東コース6番ホールの左サイドの枕木は不可分なものとする。
16. 人工の表面を持つ道路と白線で結んだ区域は、1つの異常なコース状態として扱われる。

17. フェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリア部分にあるペイントの線や点は規則 16.1 に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。  
ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰:規則 14.7a に基づく一般の罰。
18. 西コース 4 番のパッティンググリーン左サイドの石垣は不可分なものとする。

#### 注 意 事 項

1. 東コースを OUT、西コースを IN とする。
2. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。
3. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
4. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「KGU 細則第 44 条」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

競技委員長 高橋 和美